

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

|         |  |                          |
|---------|--|--------------------------|
| 許認可等の名称 | 景観地区内で当該景観地区の都市計画の内容に適合し、敷地内に有効な空地が確保された建築物の高さ制限の適用除外認定                                |                          |
| 根拠法令・条項 | 建築基準法第68条第5項   |                          |
| 所 管 課   | 建築安全課  |                          |
| 審 査 基 準 | <p>本市には、当該許可に係る「景観地区」がなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。</p> |                          |
| 標準処理期間  | <p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>   | <p>認定については30日を原則とする。</p> |